

令和元年第3回（9月）定例町議会

（第3日 9月5日）

令和元年第3回（9月）西伊豆町議会定例会

議事日程（第3号）

令和元年9月5日（木）午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第39号 令和元年度西伊豆町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 2 議案第40号 令和元年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 3 認定第 1号 平成30年度西伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 2号 平成30年度西伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 3号 平成30年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 4号 平成30年度西伊豆町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 5号 平成30年度西伊豆町水道事業会計決算認定について
- 日程第 8 認定第 6号 平成30年度西伊豆町温泉事業会計決算認定について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番 堤 豊 君	3番 山本智之君
4番 芹澤孝君	5番 高橋敬治君
6番 加藤勇君	7番 山田厚司君
8番 西島繁樹君	9番 堤和夫君
10番 山本榮君	11番 増山勇君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	星野 淨 晋 君	副町長	椿 隆 史 君
教育長	清野 裕 章 君	総務課長	佐久間 明 成 君
まちづくり課長	大谷 きよみ 君	窓口税務課長	真野 隆 弘 君
健康福祉課長	白石 洋 巳 君	産業建設課長	松本 正 人 君
防災課長	長島 司 君	環境課長	鈴木 昇 生 君
会計課長	森 健 君	企業課長	村松 圭 吾 君
教育委員会 事務局 局長	高木 光 一 君		

職務のため出席した者

議会事務局長	山本 法 正	書記	山本 征 司
--------	--------	----	--------

開議 午前9時30分

◎開議宣告

○議長（山本智之君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は、10名であります。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（山本智之君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第1、議案第39号 令和元年度西伊豆町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 議案第39号 令和元年度西伊豆町一般会計補正予算（第4号）。

令和元年度西伊豆町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億8,680万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ71億6,577万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和元年9月3日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本智之君） 総務課長。

○総務課長（佐久間明成君） それでは、議案第 39 号 一般会計補正予算（第 4 号）について説明いたします。

今回の補正の主なものは、歳入において、債券売却に伴う財産収入の増額、ふるさと応援寄附金の増額見込み、財政調整基金繰入金とふるさと応援基金繰入金の増額、事業費の増加に伴う消防債の増額となっております。

歳出におきましては、例年のことですが人事異動に伴う人件費関係の調整、農林水産業費で工事負担費や委託料の増額、商工費でリフォーム補助、ふるさと納税返礼品費や郵便料、情報通信費、委託料などの増額、消防費で津波避難タワー関係工事費の増額、教育費でも人件費関係の調整、諸支出金で財政調整基金積立金やふるさと応援基金積立金の増額となっております。

2 ページをお願いいたします。第 1 表 歳入歳出予算補正、歳入です。

款、項、補正額、計の順に朗読いたします。

14 款国庫支出金、97 万 7,000 円、5 億 407 万 1,000 円。2 項国庫補助金、97 万 7,000 円、3 億 1,542 万 3,000 円。

15 款県支出金、197 万 1,000 円、4 億 2,826 万 2,000 円。もう一度計の欄ですが、4 億 2,826 万 2,000 円。2 項の県補助金です。197 万円 1,000 円、2 億 7,072 万 6,000 円。

16 款財産収入、1,842 万 2,000 円、2,751 万 9,000 円。1 項財産運用収入、79 万 8,000 円の減、824 万 7,000 円。2 項財産売却収入、1,922 万円、1,927 万 2,000 円。

17 款寄附金、1 項寄附金、ともに 6 億円、9 億 10 万 4,000 円。

18 款繰入金、1 項繰入金、ともに 3 億 9,713 万 5,000 円、13 億 7,978 万 1,000 円。

21 款町債、1 項町債、ともに 6,830 万円、3 億 5,440 万円。

歳入合計に 10 億 8,680 万 5,000 円を追加し、71 億 6,577 万 4,000 円としたいものでございます。

3 ページをお願いいたします。次に、歳出です。

こちらも款、項、補正額の順に朗読いたします。

2 款総務費、664 万 9,000 円、8 億 2,551 万 6,000 円。1 項総務管理費、249 万 9,000 円、6

億 3,838 万 9,000 円。2 項徴税費、320 万円、8,704 万円 6,000 円。3 項戸籍住民基本台帳費、95 万円、7,671 万 6,000 円。

3 款民生費、120 万円、10 億 7,091 万 8,000 円。1 項社会福祉費、120 万円、6 億 2,966 万 1,000 円。

4 款衛生費、168 万 5,000 円の減、5 億 7,507 万 5,000 円。1 項保健衛生費、173 万 9,000 円の減、1 億 5,655 万 6,000 円。4 項町営斎場管理費、5 万 4,000 円、1,645 万 5,000 円。

5 款農林水産業費、1,816 万 8,000 円、4 億 8,361 万 7,000 円。1 項農業費、51 万 8,000 円、2 億 1,667 万 7,000 円。2 項林業費、1,265 万、5,141 万 3,000 円。3 項水産業費、500 万円、2 億 1,440 万 7,000 円。

6 商工費、1 項商工費、ともに 3 億 979 万円、8 億 2,074 万 6,000 円。

7 款土木費、550 万円、2 億 6,707 万円。1 項土木管理費、20 万円、8,523 万 2,000 円。2 項道路橋梁費、300 万円、1 億 4,039 万 8,000 円。3 項河川費、230 万円、3,624 万 3,000 円。

8 款消防費、1 項消防費、ともに 1 億 943 万円、7 億 2,536 万 9,000 円。

9 款教育費、1,783 万円、5 億 8,494 万 7,000 円。1 項教育総務費、1,239 万円、1 億 6,721 万 8,000 円。2 項小学校費、13 万円、5,461 万 1,000 円。4 項認定こども園費、650 万円、1 億 9,455 万 2,000 円。5 項社会教育費、40 万円、5,078 万 6,000 円。

次の 4 ページをお願いいたします。

9 款教育費、6 項保健体育費です。159 万円の減、7,164 万 7,000 円。

10 款災害復旧費、150 万円、2,900 万 4,000 円。3 項公共土木施設災害復旧費、150 万円、1,850 万円。

12 款諸支出金、6 億 1,842 万 3,000 円、10 億 7,971 万 8,000 円。2 項基金費、6 億 1,842 万 3,000 円、10 億 7,971 万 6,000 円。

歳出合計に 10 億 8,680 万 5,000 円を追加し、71 億 6,577 万 4,000 円としたいものでございます。

5 ページをお願いいたします。第 2 表 債務負担行為補正（第 4 号）でございます。

事項として、安良里地区津波避難タワー及び防火水槽建設工事。期間は、令和元年度から令和 2 年度まで。限度額といたしまして、事業予定額 1 億 5,400 万円の範囲内で、令和元年度予算計上額 1 億 2,320 万円を超える金額については、令和 2 年度以降において支払うものとするです。

6 ページをお願いいたします。第3表 地方債補正で（4号）です。
補正額のあるところを、補正額、計の順に朗読いたします。緊急防災・減災事業債、8,470
万円の減、0円。1番下の行になります。公共事業等債、1億5,300万円、1億5,300万円。
最下段の計の欄に6,830万円を追加し、3億5,440万円としたいものでございます。利率、
償還の方法については、記載のとおりでございます。

続いて、7ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括、歳入で
ございます。これにつきましては、先ほど説明いたしました第1表歳入歳出予算補正の歳入
と同様ですので、省略をさせていただきます。

8ページをお願いいたします。続いて歳出です。こちらも第1表と同様ですが、補正額の
財源内訳についてのみ朗読をさせていただきます。

2款総務費、その他217万8,000円、一般財源447万1,000円。

3款民生費、一般財源120万円。

4款衛生費、国県支出金79万4,000円、一般財源247万9,000円の減。

5款農林水産業費、国県支出金215万4,000円、1,601万4,000円。

6款商工費、その他3億256万4,000円、一般財源722万6,000円。

7款土木費、一般財源550万円。

8款消防費、地方債6,830万円、その他3,782万4,000円、一般財源330万6,000円。

9款教育費、一般財源1,783万円。

10款災害復旧費、一般財源150万円。

12款諸支出金、その他6億1,842万2,000円、一般財源1,000円。

歳出合計、国県支出金294万8,000円、地方債6,830万円、その他9億6,098万8,000円、
一般財源5,456万9,000円。以上です。

9ページをお願いいたします。続いて2歳入です。

歳入につきまして、主なものを説明していきます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金です。3目衛生費国庫補助金、補正額は79万4,000円
ですが、母子保健衛生国庫補助金として、4款の母子保健情報連携システムということで、
新たにシステムの改修を図るということで予算計上をさせていただいております。4目農林
水産業費国庫補助金、補正額が18万3,000円です。金額は小さいですが、多面的機能支払交
付金として、新規に宇久須地区で新たな事業を開催されるということで予算計上をさせてい
ただいております。

その下、15 款 2 項 4 目農林水産業費県補助金でございます。節としては、3 節の漁港施設整備費補助金 188 万円でございます。こちらは町営漁港小規模局部改良事業補助金として、田子地区竹の浦の船揚場の改修事業費として予算を計上させていただいております。

続きまして、その下 16 款 1 項 2 目利子及び配当収入、1 節の預金利子ですが 79 万 8,000 円の減でございます。こちらは、6 億円で債券を購入したうちの 4 億円分の債券を今回売却をしております。そのために、利子が減額になるということでございます。

その下、16 款 2 項 4 目債券売却収入として 1,922 万円、こちらが先ほどの債券売却による分として、元本はそのまま保全されて、なおかつ売却による差益が発生したということでございます。

その下、17 款寄附金、1 項 5 目ふるさと応援寄附金でございます。こちら補正額 6 億円の増を見込んでおります。

10 ページをお願いいたします。

18 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金でございます。補正額 5,456 万 9,000 円でございます。その下、5 目ふるさと応援基金繰入金です。補正額 3 億 4,256 万 6,000 円の増でございます。こちらは返礼品、あとは防災・減災と、あとまち・ひと・しごと等への充当をということで予算計上をさせていただいております。

1 番下の最後の行になりますが、21 款 1 項 2 目消防債補正、1 節の緊急防災・減災事業債 8,470 万円の減額となっております。内訳といたしましては、説明欄に記載したとおりでございます。その下、2 節公共事業等債 1 億 5,300 万円、津波避難タワー整備事業として予算計上をさせていただいております。

11 ページをお願いいたします。3 の歳出でございます。

2 款 1 項 1 目一般管理費です。主なものとしましては、2 節の給料の 600 万円の減額になっております。こちら一般会計から教育委員会事務局費の方へ職員 2 名分の給料を移してございますので、減額となっております。11 目情報管理費です。こちらの方も給与が 280 万円の増額になっております。これは電算室 1 名の職員でしたが、今年度から 2 名の配備ということで給料が増となっております。16 目まち・ひと・しごと創生事業、13 節の委託料でございます。217 万 8,000 円、産地直売所鮮魚集約等業務ということで、昨日の一般質問の時にございましたように、アドバイザーを委託いたしまして、遊漁船との連携を図り、集約計画観光プラン等の作成を業務委託するということで予算計上させていただいております。

2 款 2 項、下の 2 目賦課徴収費 150 万円ですが、こちらは過年度還付金でございます。

12 ページをお願いいたします。12 ページの中段から下側、4 款 1 項 1 目保健衛生総務費、給料の減額がございますが、現在、家族介護ということで休職職員、お休みの職員が 1 名ございますので、今回減額をみております。5 目母子保健事業費、委託料 126 万 1,000 円です。こちら収入のところでお話をしたように、母子保健情報関連システムの改修費ということで、今回予算計上をさせていただいております。

13 ページをお願いいたします。

5 款 1 項 3 目、一番上の行になります。農業振興費補正額が 51 万 8,000 のうち、補助金で 36 万 8,000 円の補正をしておりますが、こちらも収入のところで説明いたしました多面的機能支払交付金ということで、宇久須地区で新規に開催されるということでございます。

その下の段になります。5 款 2 項 1 目林業総務費、工事請負費で 1,000 万円、こちらは西天城高原の大型遊具の解体工事費を見込んでおります。2 目林業振興費、13 節委託料 265 万円の内訳といたしまして、町有林間伐業務、森林経営管理制度の実施に伴う全体計画の立案業務等で予算計上をさせていただきました。

その下、5 款 3 項 3 目漁港建設事業費、15 節の工事請負費でございます。補正額が 500 万円、こちらも歳入のところで説明いたしましたが、田子漁港竹の浦の船揚場の改修費として予算計上をさせていただいております。

14 ページをお願いいたします。

6 款 1 項 2 目商工業振興費、こちらで今回 12 節の役務費、金額的には 9 万でございますが、現在募集が終わり、これから審査になります直売所の名称の商標登録をということで、新規なかたちのものとして計上をさせていただいております。その下、19 節負担金・補助金及び交付金でございます。補正額は 300 万円、住宅・店舗リフォーム等の補助金で予算計上、追加計上をお願いしております。

その下、4 目観光施設費、13 節委託料でございます。20 万 6,000 円の補正でございますが、こちらは 10 月からの消費税増税分を見越しての補正予算でございます。

その下、6 目ふるさと振興費、こちらの方で報償、8 節報償費が 1 億 8,000 万円、これはふるさと納税の特産品分として追加計上をしております。12 節役務費 1 億 1,729 万 9,000 円ですが、内訳として郵便料、情報通信サービスを予算計上をさせていただきました。13 節委託料 465 万 3,000 円、こちらの方はふるさと納税業務ということですが、楽天サイト等の管理分の委託費ということで予算計上をさせていただいております。

1 番下の段になります。7 款土木費、2 項道路橋梁費、1 目道路費、11 節の需用費です。

300万円の道路維持修繕費を予算計上をさせていただきました。

続いて、15ページをお願いいたします。

7款3項1目河川維持費、補正額230万円ですが、こちらも河川の維持修繕費として追加計上をさせていただいております。

8款1項4目防災対策費、主なものとして15節工事請負費になります。津波避難タワー等整備工事ということで、安良里地区の増額を見込んでおります。その下、19節負担金・補助金及び交付金170万円ですが、こちらも新規事業として、町内の防災ブロックが5ブロックありますが、全てのブロックをまとめてということで、防災力向上事業先進地視察研修ということで、防災委員さん、区長さん方に肌身に感じていただいて、計画の策定に役立てていただきたいということで予算計上をさせていただいております。

1番下になります。9款1項2目事務局費、2節の給料でございます。先ほど説明いたしましたように、教育委員会事務局の中に1係が増設され、2名の職員が増になった分の給料費でございます。以下9款につきましては、主なものは全て人件費となっておりますので、18ページをお願いいたします。

18ページの1番下の段になります。12款2項1目基金積立金、25節積立金6億1,842万3,000円、財政調整基金、ふるさと応援基金、それぞれ増額を見込んでおります。

以上簡単ですが、説明とさせていただきます。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時09分

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

○議長（山本智之君） 10番、山本榮君。

○10番（山本 榮君） それでは14ページで伺います。2目の商工業振興費の負担金及び補

助金交付金、この300万円ですが当初予算に500万円が計上されていました。それは消化されたから、もしくは消化されるから補正を組んだんだろうけども、今までの500万円の実績について伺いたいのと。

それからこの補助金は申請の仕方がどのようにするのか、その中身についてちょっと教えてください。これはまた要綱で定めたのか、規則で定めたのか、何か定めたものがあると思うんですが、それ要綱なのか規則なのかと、中身について教えてください。

○議長（山本智之君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷きよみ君） それでは、まず500万円の実績についてご報告いたします。今日現在で30件の申し込みがありまして、金額的には451万2,000円の申請がございます。今残っているお金が48万8,000円となります。

申請の仕方ですけれども、6月から受け付けをしておりますけれども、住民の皆さまには広報の4月号でまずご案内をいたしまして、それから商工会の方で受け付けますというお知らせをそこでしております。それから商工会の方から6月の15日に、リフォームの補助事業についてという回覧を皆さまにお配りをしておりまして、申し込みの仕方は商工会へリフォームをしたいということで申請をしていただいて、補助になります。

この申請の関係で定めたものと言いますのは、商工会の方にこの補助事業を補助金として出しておりますので、商工会の方で補助金の交付要綱を作成をいたしております。町内の商業および建設関連産業の振興を促進し、地域経済の活性化を図るために定められておりまして、住宅店舗リフォームの事業に関しましては、10万円以上の工事に対して工事費の20パーセント、最高20万円を補助するものでございます。補助の対象者は、西伊豆町に住民登録を有している方で、町税を滞納していないこと。店舗等のリフォームと工事について、町内に店舗等を所有する西伊豆町商工会の会員事業者のところで工事をしていただくようになっております。以上です。

○議長（山本智之君） 10番、山本榮君。

○10番（山本 榮君） 広報4月号、私ちょっと見落とししたのか、見ていませんけどね。質問がいけないのかもしれませんが、この要綱は商工会で定めたんですか。町が内容を定めた要綱でなくて、全て商工会に委託して、商工会が中身を定めてそれ決まりごとがあるのか。今先ほど、いくら以上の工事にと言ったのかちょっと聞きとれなかったので、いくら以上の

工事にいくら補助が出るのか。

申請の仕方も商工会を通じてというだけでなく、やはり町が支出する補助金と、商工会が委託されて補助する補助金と、いかにもまぎらわしくて、全て商工会が窓口になっていると、商工会員だけの補助金かと思ってしまうの。でも一般住宅の改修も、これでできるという今話しですね。ならば商工会が窓口でもいいけども、役場が窓口になるようなことは考えなかったのか。それから、この要綱等についての決まりごとは商工会作ったのであって、一般人には伝わっていないし、この議会にも伝わっていなかったんだけども、できればこの議会にも全協等で知らせていただければ助かったなと思うけども、そういう考え方はなかったでしょう。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） データファイルでございますけれども、今私の手元にありますので、西伊豆町の広報4月号、住宅・店舗リフォームの促進事業に関するこの記事を読ませていただきますが、10万円以上（税抜き）の工事に対し、工事費の20パーセント（最高20万円）を補助します。補助対象につきましては、先ほど課長が申しあげましたように、町内に住所を有し居住している方。店舗などは、町内に店舗等（小売店または理容業、クリーニング業、飲食業を営む店舗）などを所有している方ということであっておりますので、町民も対象になるということが広報にしいずにうたわれて、もう既に皆さんのお手元には届いていると。それプラス6月に商工会の方でそういったものを出している。

先ほど課長が言いましたように、補助金としてはそもそも商工会さんの方からこういった事業をやりたいということで、何年もかけて要望があったものでございまして、西伊豆町内の商工業者さんの振興というものも含めてということでございますので、町が窓口になるというよりは、商工会さんに窓口になっていただいて、必ず商工会さんに加盟しておられる商工業の方が仕事を請けるという前提のもとお願いをしたいということでお任せをしてるものでございますので、窓口は商工会で一括でお願いしているものでございます。

○議長（山本智之君） 10番、山本榮君。

○10番（山本 榮君） 私この規則か決まりごとが、町の決まりごとを作ってあって、例規集かどこかにあるのかなと思ってさんざん調べましたけども、例規集の中には規則も要綱も何もないですね。ですから今町長が言われたように、広報にしいずで理解した人がいるから、

30件近い申し込みがあったんでしょうけども、私の理解が不足だったのか見落としなのか、もう少し広報されて、一般家庭の人が本当にこれ承知しているのかな。もしくは改修する時に業者さんが把握していれば、そういう話も伝わるのでしょうか、もしも業者さんが把握していなければ、そのままになってしまうので。もう一つ確認したいのは、商工会さんが回覧板を出したんですか。それとも商工会員に知らせを出したんですか。その辺もちょっと確認させてください。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 町の回覧版に入れさせていただいて回したというものでございます。商工会の会員さんは皆さんこれご存じでございまして、私もよく商工会の会員のそういう事業者の方にお会いするたびに、こういう補助金がありますので、もし住宅リフォームを考えている方がいたら、営業していただければ町の補助金が20パーセント入りますので、お施主さんの負担軽減にもつながりますよというお話もさせていただいておりますので、町内にいらっしゃる事業者さんの方は、皆さんご存じになっているものと思っております。

○議長（山本智之君） 山本榮君。

○10番（山本 榮君） できればその要綱とか決まりごとは、町のものじゃなくて商工会の作成したものでしょうけども、もし町にあるようでしたら、この議会に配布することは可能でしょうか。

○議長（山本智之君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷きよみ君） 商工会が作成しました要綱を配布することは可能でございます。町長が申しあげましたように、事業者への説明資料として商工会が詳しく作ったものも、事業者さんの方へは商工会の方で説明しながらお配りしております。

○議長（山本智之君） ほかにございませんか。

7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） それでは、2点ほどお願いしたいです。13ページの西天城高原の大型遊具の解体工事、これでお聞きしたいです。大型遊具の解体工事というのは、従前にも説明があったことで分かるんですけども、あそここのところに今、一色の方からダチョウを持っていっていると思うんですね。大型遊具を解体しますと、あそこダチョウの今あれですよ、単管でこうくったようなかたちになっていると思うんですけど、あのダチョウはどういう

ふうにならなうのでううか。

それと、今回の一般質問でもあったと思うんですけども、やはり臭いが少し厳しいんじゃないかということもあるんですけど、その辺のことに關して町の方ではどういふふうにかえるわけでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 現状では、あの土地というのは宇久須の財産区さんの持ち物でございますので、もし大型遊具を撤去した後に規模拡大ということがある場合は、財産区の皆さまに諮らなければそれはできないということと、事業者がそれを望むかということが問題になってくるかと思ひます。今のところそういった話はありませんで、大型遊具撤去プラス大型遊具を作る前にあった木製の遊具の撤去が、この1,000万の中に含まれているというものでございます。

臭いの問題につきましては、確かに牧場の家で今働いている従業員の方からいろんなお声も聞いておりますので、そういったものも含めて指定管理に今度3年間出すわけでございますして、昨日施設を見に来ていただきましたので、そういったものも含めて、これからも入札であつたりというようなことに入っていくのではなからうかと思ひます。

○議長（山本智之君） ほかにございせんか。

5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 12ページ、これの3款民生費の1項社会福祉費のこの中で、職員手当の中で通勤手当が90万というかなり大きな、通勤手当にしては大きな額が出ていますけども、これがなぜこんな大きな額が出てきたのかというのが1点。

それから2点目は13ページ、5款の農林水産業費の3目農業振興費の多面的機能支払交付金、これ宇久須地区ということですけども、具体的にはどういふものに対して、こいう交付金が出ているのかというところを教えてください。

それからもう1点、同じ13ページの2項林業費ですね、この林業振興費の中で町有林間伐業務、これは当初予算で500数十万の堀坂の分がのっていると思うんですけども、そののプラスなのか、それとも別な所なのか、この辺ですね。その下の森林経営管理制度の実施に伴う全体計画立案業務、これをもう少し具体的に説明してください。以上、3点お願いします。

○議長（山本智之君） 総務課長。

○総務課長（佐久間明成君） 12 ページの3款1項1目でございます。職員手当の中の通勤手当ということでございますが、職員1名が現在修善寺に転居いたしまして、そこからの通勤手当を計算し直したということでございます。以上です。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） まず多面的機能支払交付金の関係ですけど、宇久須地区の神田とか大久須付近の地域の方々が集まりまして、多面的機能支払交付金というのを活用して、農地の保全を図りたいという申し出がありまして、それでこれが国県の補助が出ますので、県の方に相談して、こういう事業をやりたいんだけどどうでしょうかという話をして、そうしたら県の方でもそれでは補助対象になるということになりましたので、今回補正に上げて対応をいたしました。

それでこちらの方は宇久須地区の宇久須神社のある辺り、ちょうど大久須と神田の方に行く道が分かれている辺りの農地と、あと中学校の下の広い田畑があるかと思います。その辺りの農地を使って、その農地の法面の草取りとか、水路の泥上げなど、そういったものを行いますと、そういった機械の借上料とか燃料費、いろんなスコップとか軍手といったそういった資材の購入費、そういったものに対するものが補助として出る制度がありますので、それで活動していきたいという申し出がございました。会員の数全部で84名ですね。

それで次に町有林の間伐作業ですけど、場所は林班でいうと宇久須の上の45林班という所で、林道祢宜畑倉見線沿いにあります。この付近を今、施行業者さんが間伐を行いたいということで実施していますので、この時期であれば、ちょっと一緒にもしやれば安く普通よりもできるんじゃないかということで今回上げさせてもらいました。間伐実施がほしい0.78ヘクタールほどで、林道を100メートルほど、林道じゃなくて作業道を入れたいかと考えております。

それとあと、その下の森林経営管理制度の件ですけど、これは新しい森林経営管理制度の実施に伴う全体計画をまず考えて、それから必要な、どこを重点的にやるか、まずそういった順番を決めて、全体計画を立ててから進めて行きたいと、そのための1番最初の初期の全体計画を作るための業務委託として今回計上させていただきました。

○議長（山本智之君） 5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） この町有林の間伐業務ですけども、今のお話ですと民間の業者が森林

経営計画を立てている所に隣接している町有林、これを一緒に整備してもらおうという理解ですよね。非常にいいことだと思いますのでいいんですけども、それとちなみにこの堀坂の方の間伐ですね、これの進捗状況というのはいかがなんでしょうか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 今、農林水産係の方で入札施行に向けて準備をしているところです。ただ議員もご存じのとおり、単価的にちょっと、今までのものでやるとまた去年と同じようなかたちなるのでその辺をどうするか、また施行業者さんや県と相談しながら進めております。

○議長（山本智之君） ほかにございませんか。

6番、加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） 2点お聞きいたします。1点目は5ページ、債務負担行為の補正の関係ですが、これは安良里の津波避難タワーということですが、発注時期とそれから完成時期をいつぐらいに考えておるのかお聞きしたいです。

それと15ページ、消防費のところの19の負担金で、先ほど説明がありました170万の計上があるわけですが、大変多額ではないかと思うわけですが、その視察研修等の内容についてお聞きします。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 5ページの債務負担行為につきましては、のちほど防災課長の方から答弁をさせます。

15ページの170の視察の件でございますけれども、今現在なられている区長さんであったり町内会長さんは今、地域防災計画を作るにあたっていろいろご尽力をいただいているわけでございますけれども、以前3.11の発災後には区長さんたちが東北に行って災害現場を見て、自分の市町でもしあったらどうしようかということを実際に考えるという機会があったわけでございますが、発生後もう複数年が経っておりまして、なかなかその時に携わった方がいらっしゃるということから、区長会の中から東北にもう一度行ってみたらどうかという声が上がってまいりました。

ただ町といたしましては、計画がバスで東北まで行くという計画でございましたので、10時間以上60・70の方たちが行かれるのはかなり無理があるのではなかろうかということの判

断と、今防災計画のいろいろなことをやっていただいている中で、タイムラインの事業などもありますので、もしできるならば先進地の串本町であったりとか、三重県の先進的な紀宝町などに行ってはどうかというご提案させていただきまして、そこであれば移動時間も多少短縮はできるという中で、どうでしょうかという声掛けをさせていただきました。

それをもう一度区長会の方でもんでいただいた中で行ってみようかということで、予算的にはこのぐらいかかるんですけれども、町に出してくれませんかということでしたので、もし行っていただけるのであれば、今後そういった町の防災計画を作るにやはり区長さん、防災委員さんたちが現場の生の声を聞いてきた方が西伊豆町のこれからの防災に役立つのではなかろうかということで、議員おっしゃるように多少多額ではございますけれども、行っていただければいいかなということで今回予算に計上させていただいたものでございます。人数的には30名ぐらいを予定されているということでございますので、多くの方に行っていたければありがたいかなとは思っております。

○議長（山本智之君） 防災課長。

○防災課長（長島 司君） 先ほどの債務負担行為の関係でございますが、8月の全員協議会で少し説明をさせていただいた関係もございますけれども、今回につきましては、国の交付金の関係と連動させた関係で、債務負担行為というかたちで翌年度まで工期を延ばしたものでございます。ただいま準備を進めておりまして、発注の予定時期としましては10月か11月を予定しており、完成は国の関係もございますが、予定としては5月ごろを一応完成というかたちで進めていきたいと考えております。

○議長（山本智之君） 6番、加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） その工期の関係でお聞きします。今、課長が国の関係でということでしたが、それは例えば交付金というか補助金の絡みがあるからということですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） はい、議員おっしゃるとおりでございます。8月の全協でお話をさせていただいたように、部材であったりいろいろなものが高騰しておりまして、国の補助金の金額は同額で変わらないということで、仁科の津波避難タワーと安良里の津波避難タワーを同時に造りますとお金が足りませんので、町の持ち出しが増えるということで県・国に相談をしたところ、繰り越しをして行うことによってその分は来年度の予算として出すので、今

年の分はその中で仁科を造り、できるところまで安良里の部分は使ってはどうかということがありましたので、あえて工期をずらさせていただいているというものでございます。

○議長（山本智之君） ほかにございませんか。

1 番、堤豊君。

○1 番（堤 豊君） 9 ページをお願いします。16 款の財産収入、今回短期間の間に今回のようなかたちで 1,921 万という収入が得られたということで、見事成功したということですけど。今後こういう、今回の指導というのは私も何回かこうありましたけど、証券会社主体の中でアドバイスでやったと。これで成功したからといって、今度は次はまた証券会社の方のいろんなご提案がある中でやるんでしょけれど、その辺は町も慎重な判断をされていくと思えますけど。今後、4 億円のまた枠空きというか、そういうあれが空いたんですけど、今後計画というのは町長何かあるのでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） これは債券を購入するにあたって、皆さんにお知らせをした時にも申し上げましたように、基本的には持ち続けるのが原則だと私は思っております。別にこの売却に関して、証券会社さんの指導があって売却したわけではございません。たまたまそういう含み益が発生しているということでありましたので、持ち続けるよりは今この 2,000 万円をいただいていた方が町にとって有利という判断を庁舎内でしたというだけでございます。

今、4 億円が浮いているけどもどうするのだということでもございますけども、今銀行に預けても 0,001 パーセントでございますので、1 億円預けても年間 1 万円しか入らない状態よりは、多少利率のいいものであるのであれば、そういったものを購入するということはある得るのかなと思っておりますので、最適なそういった案件があったときには、うまくその 4 億円を運用していきたいと思っております。

○議長（山本智之君） 1 番、堤豊君。

○1 番（堤 豊君） もう 1 点すみません。こういうふうに債券運用で成功して、もちろん証券会社経由で売却というかたちにしたんですけど。当然、彼らは次のあれでいくと、こういうものいいから、こういうものいいからと必ずアドバイスというか、そういう商売つけのあるあれはしてくるんですけど。その辺は町長もこういう今の非常に経済環境が厳しい中での債券運用となると、また、もちろん元本は保証された中での利息をもらっていけばいい

という考え方でやっているわけですけど。その財テク的な投資というのは、やはりうんと慎重にやっていくことが、我々町民としてはよく期待されるものであって、成功した事例は大変もうベリーグッドでいいんですけど、そういうリスクもあるんだということをよく認識して、今後の運用とされた方がいいと思います。以上です。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） リスクにつきましては、議員が一般質問された時にも申し上げましたように、銀行に預け入れをしたときには1,000万円しか保証してもらえないですよ。そうすると証券会社さんにお預けしても、銀行にお預けしてもリスクは変わりませんので、そうすれば利率の高いところでうまく運用する方が町にとっては得策だということで再三申し上げておりますから、極力リスクのない状態を取りますけれども、銀行のリスクと変わらないということだけはご承知おきください。

○議長（山本智之君） ほかにございませんか。

11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） それでは、まず11ページの昨日の一般質問でもありましたように、このまち・ひと・しごと創生事業の委託料なんですけども、どなたに委託をするのかという答弁ありましたけど、期間はどれぐらいの期間を委託されるのかということが一つお聞きします。

2点目はですね、先ほど高橋議員も言われましたけども、多面的機能支払交付金の件です。答弁の中で84人の会員さんがいると、どういう会で、そしてまたこういう制度というのは、住民の方から要望があってやったのか。あるいは担当課がこういう制度があるからやってみないかと言ってやられたのか。その辺の経緯を教えてください。

あともう1点お願いします。12ページの町営斎場の報償費、斎場建設に係る意見書作成とありますけども、具体的に何をやるうということでしょうか。その点を説明ください。

○議長（山本智之君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷きよみ君） 産地直売所の鮮魚集約等業務ですけれども、釣りアンバサダーの中川さんに委託をしまして、今年度この金額でやっていただくんですけども、担当としては今年度限りではなく、遊漁船のお客さまが釣った魚等をいろんな所で食べていただけるような仕組みの構築をするために、できれば来年度もこの事業を行っていきたいと考

えております。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 多面的な件ですけど、84人の方は柴、浜、月原、神田、大久須の方々为主にやっております、いきさつとしましては、最近やはり農地を荒らすイノシシとかシカが多いので、そういうものをなくすにはどうするのがいいかというのが始まりだったと思います。それをやるのは、そういった荒れた農地とか、そういったところに草があるとイノシシも来やすいよと。あとは荒れた農地が多いので、そういったのを保全するにはどうしたらいいかというのが発端で、こういったこの事業を仁科の中地区でもやっております。そういうのを見て相談に来て、町と検討ももちろんして、こういうのもあるからということで、この会長さんが鉄砲打ち、猟師をやられている方ですので、そういったこともあって話が進みました。

○議長（山本智之君） 企業課長。ごめんなさい、環境課長。

○環境課長（鈴木昇生君） 斎場総務費の報償費の件ですが、現在、斎場の候補地を挙げております町では、その斎場をその場に建設するにあたって、田子地区周辺の土地の価格への影響について、窓口税務課で固定資産税に関する不動産鑑定評価業務を委託している鑑定士の方へ依頼し、正式な意見書として作成し、住民説明会などで住民の方へ説明する資料として保管しておきたいものです。新たに報償費として予算計上したものです。以上です。

○議長（山本智之君） 11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） 11ページの産直の問題なんですけども、来年度もやりたいという答弁でしたけど、町と委託契約をするわけですね。実際運営を12月に指定管理が上程されるというのを伺っておりますけど、その指定管理をする方との関係はどういうふうになるんですか。なぜそういうこと言うと、これずうっと町が関わってかないと、この産地直場所は成り立たないと思うんですね。その辺やはりはっきりした方がいいと思うんですけども、指定管理をされる皆さんと、この鮮魚集約等業務委託費の関係とはどういうふうと考えて、この予算上程されたのかというのを再度お伺いします。

もう一つ、宇久須の農地をなんとか荒れたところをなんとかしたい。そのとおりで思うんですね。中地区でやられているのは、美しい村田園交付金でやっているあれかと思うんですけどもね。宇久須はもっと広いんじゃないかと思うので、大変なことなんですけど、一つ

一つやっていただきたいと思うんです。私の聞いているのは、そういう制度は、住民の方からこういうのあるから申請したいと言われたのか。あるいは当局がやはりなんとかしようということで、県の補助金とか国の補助金を探して、こういうの当てはまりますよとアドバイスをしてやられたのか。どっちなんだろうかとということを知っているんです。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 多面的な関係につきましては、担当課長から答弁をさせます。

中川さんの件につきましては、増山議員にかかりますと産直は目の敵にされておりますので、全てがけしからんという話になろうかと思いますが、あくまでも産直は当然関わります。それは議員も一般質問でいろいろとご心配をさせていただいているように、釣り船のお持ちの方も高齢化になったりとか、海水温の上昇によってなかなか魚が市場に手に入らないということもあります。

ただ西伊豆町に来られている釣り客の皆さまは、遊漁船に乗ったり、または船渡しで行った所で釣っても、家に持ち帰っても食べきれないほど釣って持ち帰るというお話も聞いていの中で、無駄が出るのであれば安い価格で市場に卸していただいたらどうであろうか。そういったことをこの中川さんたちがやられているということで、西伊豆町でもそういった取り組みをさせていただきたいということと。

今、観光のお客さまもなかなか西伊豆町は減ってきている状態でございますが、日本国内のスポーツで一番人口が多いのは釣りというスポーツでございますので、こういった方たちに西伊豆町をもう少しPRをして、多くの方に来ていただいたらどうだろうかということもあります。それもありますので、今回ではないですけど、前の補正予算でカワハギの放流する予算を取らせていただいたりということで、何とか海を活用した観光というものを出していきたい。

また釣った方は、自分の釣った魚を食べたいということもあるんですけども、なかなかそれを下ろして出してくれるお店もないわけでございますが、こういったものを契機に町内の飲食店さんでさばいて出していただく。もしくは宿泊施設に持って行って、今晚泊るときには自分の釣った魚が晩御飯で出てくるような取り組みをすれば、飲食業も宿泊業もお金がまわっていくのではなかろうかというトータル的な中で、この中川さんをお願いをするわけでございますので、何も産直に限ってこの方をお願いするわけではないと。ですので、西伊

豆町のそういった産業の底支えという部分で、できれば来年度もお願いしたいなというのが担当課の気持ちでございます

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） もう一つの件ですけど、一番最初の事の発端はちょっと資料がないので分かりませんので、また確認して対応したいと思います。

○議長（山本智之君） 11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） 町長の答弁の中で、私は別に産直を目の敵にしているわけじゃないですよ。責任の所在を明らかにしてほしいと言っているんですよ、常々。だから企業組合に指定管理をする。そういう中で産直をやるのなら、町はどの程度関わっていくのか。今聞くとですね、こういった業務委託を町としてやるわけでしょう、今町長の答弁というのは。そういうふうに膨らめれば、非常にいいと私も思いますよ。しかし、それをコントロールじゃないけども、やるのはどこなんですかと。まちづくり課でしょうと、私は思うんですよ。

あえて言うならば、別に目の敵じゃなくて、町も協力しますということできちっと打ち出さないと、町長は最初スタートした時は、町は関係ありませんと言ったんじゃないですか。要するに、赤字になっても面倒見れませんよと。そういうふうに答弁されたと思っているから、さまざまなこういった業務委託や税金が使われるわけですから、当然町が関わっているということをおね、建物もそうだし、そういったことをきっちり町の行政として打ち出しているだけならば、ある程度納得するんですけども。そうでなくて中途半端なかたちで物事を進めようとしているから、いろいろ聞かざるを得ないと思って。これ来年度もずうっと続けるわけでしょう。この業務委託は。予算が通るんじゃないかと、当局としては出すんでしょう。ですから、町が関わっているということは、産直、要するに全体の運営を盛り上げるために、税金をつぎ込むということでしょう。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） それは先ほども言いましたように、この委託が産直のためだけではないと言っていますよね。しかも、今既に出している12施設の指定管理だって、指定管理に出しているから町は関わっていないかといえば関わっております。お土産に持っていくには、なるべく黄金崎のクリスタルパークから風鈴を持って行って、何とか売上げが向上するように努力をしたりとか。どこそこに行った時には、宿場施設ありませんかと言われれば、やま

びこ荘という町の持っている宿泊施設がありますのでというPRをし、それは町が関わっているわけですね。

それは今後造られる産直も同じわけですよ。それを増山議員は関わらない関わらないって、いかなものかと言われますけれども、町としては当然関わるに決まっているじゃないですか。そういうことを全く関係ないところから言われますと、では町はどうすれば。関わっているのに関わっていないと言われ、関わりすぎれば、では町は赤字でもなんでも補てんするのかと怒られ、そういうことがあるので、町としてはあくまでも経営に関しては企業組合さんにお任せするんですよ。当然、これは指定管理の契約をして、皆さんが可決をしていただかないとそこには決まりませんので、正式には言えませんが、実態はそういうことだと私は思います。

○議長（山本智之君） 質疑の途中ですが、暫時休憩します。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時56分

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 先ほどの多面的な件ですけど、農業者さんの方から農地が最近荒れている、保全がされていない所が多いし、イノシシとかそういった害も多いと。何かいい方法はないのかなということで相談に来て、こういった方法もやっていますよと、こういう方法もありますよという相談をして、事が始まったということです。

○議長（山本智之君） ほかにございませんか。

11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） 町行政として、やはり農地の問題というのは、常にどうしようかという課題に挙がっていたと思うんでね、ですから積極的に行政から働きかけて、このような補助があるからやってみないかということ、ぜひ、宇久須、神田、大久須地区以外、西伊豆全体見るとまだまだそういった所が多いと私は感じるし、やはりそれぞれの地区に出向いてでも、こういったかたちでやってほしいということ呼びかける方がいいと思うんですね。

ぜひ、積極的にやっていただきたいと思います。

それで2点目の、何度も言いますが、産直のやつを町長自身が最初に運営はそちらにお任せしますと言ったから始まった話で、だから何でもいろいろと町が関わって、税金をつぎ込まなければならないのかというのを疑問に思っているだけです。もしそうであったならば、別にこの産直に、ふるさと納税そして観光振興、そういったもののブースを設けて、職員を派遣してやったらどうかと、提案ですけどね。

○議長（山本智之君） ほかにございませんか。

4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 11ページ、今話題になっていた産直の委託料の話なんですけど、中川さんに半年間で217万8,000円を払うということは、私業務内容をしっかり把握しているわけじゃないんだけど、ちょっと高いのではないかと個人的には思うんだけど、この金額というのはではどのように決められたのか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 詳細を申し上げますと、6か月間の中の人件費としての合計が143万6,000円、交通費が12万8,000円、宿泊費が10万8,000円、あと活動費として30万円。人件費の中には、企画または書類の作成であったりとか、プレスリリースをしていただく、またはPR費などすべて含まれているものでございまして、中川さんに払うのは高いとって半年間ということでございますけれども。普通ですね、人を雇うときには日給いくらということで、全て何日掛けるいくらとで計算しておりますので、別にむちゃくちゃ高いような試算をしているわけではございません。

○議長（山本智之君） 4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） それでは、ちょっと別の件で地方債の件なんですけど。さっきちょっと触れられたと思うんだけど、よく理解できなかったんだけど、結局一つの事業のことに対して借り換えということなんだと思うんだけど、その辺の事情をちょっとよく説明してもらえますか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 津波避難タワー事業の緊防債が該当しなかったということで、単費でやらなければいけない可能性があるということは、8月1日の全協でもお話をさせていただ

いたと思います。ただ町としては、単費ですと持ち出しが大きくなりますので、何か有効な借りることができないかということで、総務課の方でメニューをいろいろと探していただいた結果、公共事業等債というものがそれに該当するというものでございましたので、それに振り替えて借り換えをするというものでございます。

○議長（山本智之君） 4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 前に借りていた緊急防災事業債ですか、この減災事業債、これにプラスこっちの公共事業債ということにはならなかったわけですか。

○町長（星野淨晋君） 先ほど答弁をいたしましたように、津波避難タワーにはこれが充てられないということが事業を進めていく中で県の方から言われましたので、そうすると単費ですと。単費ではかなり厳しいですねということで、この公共事業等債があったので、それを借りると。緊防債を借りながら、これということも当然不可能ですし、該当しないものを町の方としては借りられないということですので、借り換えを行ったというものです。

○議長（山本智之君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 2点ほどお願いします。14ページ、6目のふるさと振興費の13節の委託料を465万3,000円、ふるさと納税業務もこれ委託するというんですけど、どこに委託するのか。

それから次の15ページの4目の防災対策費で、22節48万の物件移転等補償費とありますけども、この説明をお願いします。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 2点目につきましては担当課から答弁をさせますけれども、14ページの465万3,000円につきましては、先ほど総務課長が説明をしたように楽天に業務委託をするものでございます。

○議長（山本智之君） 町長、続けてください。。

○町長（星野淨晋君） すみません、楽天サイトを管理しているライズに委託をするものでございます。

○議長（山本智之君） 防災課長。

○防災課長（長島 司君） 物件移転等補償費の関係でございますが、こちらにつきましては仁科浜津波避難タワーを建設する際に、隣接する民地を工事用の作業スペースとして使用し

たいので予算計上をさせていただきました。当初は国道を使用し、そこで作業を行うというかたちを検討しましたがけれども、設計会社の方で県と協議したところなかなか難しいということの中で、そういう措置をさせてもらったものでございます。

補償費の内容といたしましては、作業小屋の一時移転にかかる経費が6万円、それから資材等の一時移転にかかる経費が42万円となっております。作業小屋の一部が近くの駐車場に、その他の作業小屋および資材につきましては漁協に1か所にまとめて仮置きをする予定でございます。

○議長（山本智之君） ほかにございませんか。

5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 先ほどちょっと聞き漏らしたんですけども、12ページの通勤手当の件です。これ単純に割っても7万5,000円、月。例えばこの9月からですと、月15万になるんですけども、今西伊豆町の通勤手当というのは最大どこまで出るのか。その辺ちょっと勉強不足で申し訳ないですけど聞きたい。

それからもう1点は14ページ、6款商工費の4目観光施設費、ここで指定管理料が20万6,000円出ていますけども、これはどこの指定管理料でしょうか。

それからもう1点、14ページの土木費、これは道路の維持修繕費が300、それから次のページの河川維持修繕が230と相当大きな額の補正が出ていますけども、今まで予算で持っていた分でどういう所をやって、これからどんな所のためにこれを補正で取ったのか。その3点お伺いします。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 土木費と河川費の維持修繕の関係ですけど、地区要望というものが多く出ているものでその対応と、あと簡単なこれ維持修繕ですので、道に穴が空いていたよとか、河川に草がだいぶ生えているから取ってくれないとか、そういったものを業者に頼んでやってもらったもので、だいぶ金が少なかったのが今回補正して、まだ地区要望が残っている箇所がありますので、そちらに充てたいと考えております。

○議長（山本智之君） 総務課長。

○総務課長（佐久間明成君） 12ページをお願いいたします。中段の職員手当、通勤手当の関係でございます。上限規定は当町の場合ございませんので、一応通勤必要手当として予算計

上はさせていただいております。ただ、また居住地が変わるかもしれませんので、今現在は最大限で見えておりますが、状況によってはまた下がる可能性があると思います。ただこれはまだ決定事項ではありませんので、最大限だけ盛りさせていただいておりますということです。

○議長（山本智之君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷きよみ君） 14ページの13の委託料、指定管理料でございますけれども、現在12施設を指定管理をお願いしております共立メンテナンスへお支払いをするものです。期間中に消費税が8パーセントから10パーセントに10月から増税されることに伴ったものの、消費税増額分のお支払いになります。

○議長（山本智之君） 5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 通勤手当の上限がないというのはちょっと驚きなんですけども、これはやはりこれから道路も非常によくなってきたものですから、修善寺からとかあるいは下田からとか、こういう可能性はあるので、これは他市町がどうなっているかちょっと分かりませんけれども、検討する必要があるんじゃないかなと感じました。

それから地区要望分ですね、かなり使ったというところは分かりました。その中で1点、これ要望なんですけども、もう何回も言っているんですけども、宇久須の東海バスの駅の所に淀橋というのがあります。これと不動尊川の水門の間、ここに土石が堆積しまして、これは宇久須川の河口ですね、それから港湾の方の浚渫をしないと不動尊川に、あそこに溜まっていくというのは必然的なんですけども、ただそこにもうガマが相当密集して、これから悪さをする準備をしているわけですよ。少なくとも浚渫はですね、下が踏ん詰まっていたら無理なんですけど、ガマだけはこれは抜くという作業に早急にかかってもらいたいという要望を改めて、ちょっと席が違いますけどしておきたいと思います。

○議長（山本智之君） ほかにございませんか。

10番、山本榮君。

○10番（山本 榮君） それでは先ほど伺いましたリフォームの補助金について、ちょっと重ねて質問したいと思いますが、今商工会が出している交付要綱いただきまして中身見ました。町としては、これと同じようなものを要綱として作る考えはないのでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 町の方で個人であったり店舗、またそういったものに補助をするわけ

ではございません。商工会さんに補助をしているものでございますので、要綱を作って町が補助をするということはありませんので、作らないということでございます。

○議長（山本智之君） 10番、山本榮君。

○10番（山本 榮君） 町長、この中に町税を滞納していないという文言が入っているんですよ。これはあくまでも事業者、業者が町税を滞納していない業者であることとなっているんですよ。では申請する側、住民も滞納はいらぬのかと思ったら、ちょっと見あたらないんですよ、それも。業者も住民も滞納しているかしていないか、その辺は商工会で分かるんですか。やはり町で確認しないと分からないことだと思うんですよ。そういうことを考えると、町もこの対応を精査すべきではないかなと思うんですけど、もう一度いかがでしょうか。

○議長（山本智之君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷きよみ君） 滞納の関係ですけれども、申請が行われた時に商工会の方で受け付けます。商工会から申請があった都度、町の方へ滞納があるかどうかの確認書類をいただいて、町の方でその確認をしてから商工会の方へ滞納者ではないということで、申請を引き続き受けて行ってくださいというシステムになっております。

○議長（山本智之君） ほかにございませんか。

[発言する人なし]

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第39号 令和元年度西伊豆町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員であります。

よって、議案第 39 号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 40 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第 2、議案第 40 号 令和元年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 議案第 40 号 令和元年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）。

令和元年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 428 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 15 億 3,861 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 9 月 3 日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） それでは、議案第 40 号についてご説明いたします。

今回の補正内容は、歳出につきましては、社会保険診療報酬支払基金への過年度分交付金の返還金分の計上により増額をしたいものです。歳入につきましては、前年度繰越金を増額したいものです。

2 ページをお願いします。第 1 表 歳入歳出予算補正、歳入です。

款、項、補正額、計の順で説明させていただきます。

7 款繰越金、1 項繰越金、ともに 428 万円、428 万 1,000 円。

歳入合計に 428 万円を追加し、15 億 3,861 万円としたいものです。

歳出です。

8 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、ともに 428 万円、492 万 4,000 円。

歳出合計に 428 万円を追加し、15 億 3,861 万円としたいものです。

3 ページをお願いします。歳入歳出補正予算事項別明細書、1 総括、歳入です。

2 ページの第 1 表と同様ですので、省略させていただきます。

次に、歳出です。これにつきましても、2 ページの第 1 表と同様でございます。補正額の財源内訳は記載のとおりです。

4 ページをお願いします。

歳入です。7 款 1 項 1 目繰越金 428 万円、前年度繰越金を財源といたします。

歳出です。8 款 1 項 4 目償還金 428 万円、社会保険診療報酬支払基金への過年度分交付金の返還金分を計上したいものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第 40 号 令和元年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のと

おり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、議案第 40 号は、原案のとおり可決されました。

◎認定第 1 号から認定第 6 号の一括上程、説明

○議長（山本智之君） お諮りします。

本日の日程にあります、

日程第 3、認定第 1 号 平成 30 年度西伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について。

日程第 4、認定第 2 号 平成 30 年度西伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

日程第 5、認定第 3 号 平成 30 年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

日程第 6、認定第 4 号 平成 30 年度西伊豆町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

日程第 7、認定第 5 号 平成 30 年度西伊豆町水道事業会計決算認定について。

日程第 8、認定第 6 号 平成 30 年度西伊豆町温泉事業会計決算認定について。

以上 6 会計の決算認定を、会議規則第 37 条の規定により一括議題としたいものです。

これに、ご異議ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（山本智之君） 異議なしと認めます。

よって、日程第 3、認定第 1 号 平成 30 年度西伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第 8、認定第 6 号 平成 30 年度西伊豆町温泉事業会計決算認定についてまでを、一括議題とすることに決定いたしました。

議案の朗読は省略して、順次各会計の説明を求めます。

町長。

[町長 星野浄晋君登壇]

○町長（星野浄晋君） それでは、ただいま上程されました認定第 1 号から認定第 6 号までの各会計決算につきまして、認定第 1 号から認定第 4 号までを会計管理者が、認定第 5 号・6

号につきましては企業課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本智之君） 会計管理者。

〔会計管理者 森健君登壇〕

○会計管理者（森 健君） まず初めに、皆さまのお手元に配布させていただきました、平成30年度一般会計・特別会計決算書正誤表および差額説明について、訂正箇所および差額箇所の説明をさせていただきます。

平成30年度一般会計・特別会計決算書正誤表、訂正箇所の1個目です。訂正箇所188ページ、財産に関する調書、基金の区分で国民健康保険保険事業基金とありますが、正しくは国民健康保険事業基金であります。

続きまして、218ページでございます。国民健康保険特別会計決算状況、歳出でございますが、下段の方にあります前期高齢者納付金等の増減状況、決算額の欄でございますが、マイナスの589円とありますが、正しくはマイナスの569円でございます。

続きまして、平成30年度一般会計・特別会計決算書の差額説明でございます。

まず一般会計でございます。13ページの実質収支に関する調書2の歳出総額でございます。60億9,885万7,000円とあります。続きまして177ページ、款項別決算額及び予算・前年度決算比較表（歳出）の当年度決算額A、歳出合計でございます。こちらの方が60億9,885万6,000円とあります。ここでの1,000円の差でございますが、実質収支に関する調書2の歳出総額は、合計額の端数処理計算の結果でありまして、一方の款別決算額及び予算・前年度決算比較表の歳出における歳出合計額は、端数処理後の各行の集計結果であるために生じた差額であります。

続きまして、2の介護保険事業特別会計でございます。249ページでございます。実質収支に関する調書、2歳出総額13億4,696万1,000円とあります。282ページの平成30年度介護保険事業特別会計決算状況、歳出、平成30年度決算額（A）歳出合計でございますが、こちらが13億4,696万円となっております。ここでも1,000円の差も一般会計と同様に、実質収支に関する調書、2歳出総額は合計額の端数計算処理の結果であり、一方平成30年度介護保険事業特別会計決算状況歳出における歳出合計額は、端数処理後の各行の集計結果であるために生じた差額でございます。

以上、おわび申し上げますとともに、ご報告申し上げます。

それでは、ただいま上程されました、認定第1号 平成30年度西伊豆町一般会計歳入歳出

決算認定についてから、認定第4号 平成30年度西伊豆町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで、順次説明させていただきます。

説明につきましては、お手元に配布してございます事業実績及び主要施策の成果説明書に詳細が記されておりますので、ここにおきましては決算額の款のみの朗読をもちまして説明とさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

朗読にあたり、各会計ともに、歳入は、款、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入済額、予算現額と収入済額との比較の順に。歳出は、款、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較の順に朗読させていただき、調書などは増減のみの説明といたしますのでよろしくお願いいたします。

初めに、認定第1号 平成30年度西伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

平成30年度一般会計・特別会計決算書の3ページおよび4ページをお開きください。

平成30年度静岡県賀茂郡西伊豆町一般会計歳入歳出決算書、歳入でございます。

1 款町税、8億9,854万6,000円、9億3,253万5,776円、9億2,261万9,915円、181万3,880円、810万1,981円、2,407万3,915円。

2 款地方譲与税、2,770万円、2,950万1,000円、2,950万1,000円、0、0、180万1,000円。

3 款利子割交付金、130万円、135万8,000円、135万8,000円、0、0、5万8,000円。

4 款配当割交付金、280万円、258万1,000円、258万1,000円、0、0、マイナス21万9,000円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、200万円、256万3,000円、256万3,000円、0、0、56万3,000円。

6 款地方消費税交付金、1億5,300万円、1億5,700万9,000円、1億5,700万9,000円、0、0、400万9,000円。

7 款自動車取得税交付金、860万円、1,137万9,000円、1,137万9,000円、0、0、277万9,000円。

8 款地方特例交付金、189万8,000円、189万8,000円、189万8,000円、0、0、0。

9 款地方交付税、23億4,994万7,000円、23億6,426万4,000円、23億6,426万4,000円、0、0、1,431万7,000円。

10 款交通安全対策特別交付金、60万円、71万1,000円、71万1,000円、0、0、11万1,000円。

円。

11 款分担金及び負担金、1,694 万 2,000 円、1,611 万 3,074 円、1,603 万 2,624 円、3 万 9,500 円、4 万 950 円、マイナス 90 万 9,376 円。

12 款使用料及び手数料、4,311 万 3,000 円、4,340 万 4,974 円、4,326 万 7,606 円、0、13 万 7,368 円、15 万 4,606 円。

5 ページ、6 ページをお願いいたします。

13 款国庫支出金、3 億 5,491 万 9,000 円、3 億 4,318 万 5,108 円、3 億 4,318 万 5,108 円、0、0、マイナス 1,173 万 3,892 円。

14 款県支出金、2 億 7,770 万 1,000 円、2 億 6,861 万 1,520 円、2 億 6,858 万 9,830 円、0、2 万 1,690 円、マイナス 911 万 1,170 円。

15 款財産収入、975 万 3,000 円、1,424 万 4,967 円、899 万 1,967 円、0、525 万 3,000 円、マイナス 76 万 1,033 円。

16 款寄附金、8 億 10 万 4,000 円、7 億 4,747 万 6,210 円、7 億 4,747 万 6,210 円、0、0、マイナス 5,262 万 7,790 円。

17 款繰入金、7 億 5,105 万 1,000 円、6 億 5,566 万 5,758 円、6 億 5,566 万 5,758 円、0、0、マイナス 9,538 万 5,242 円。

18 款繰越金、4 億 8,595 万 2,000 円、4 億 8,595 万 2,680 円、4 億 8,595 万 2,680 円、0、0、680 円。

19 款諸収入、6,200 万 4,000 円、6,098 万 9,306 円、5,815 万 7,396 円、0、283 万 1,910 円、マイナス 384 万 6,604 円。

20 款町債、2 億 4,810 万、2 億 4,810 万、2 億 4,810 万、0、0、0。

歳入合計、64 億 9,603 万円、63 億 8,754 万 3,373 円、63 億 6,930 万 3,094 円、185 万 3,380 円、1,638 万 6,899 円、マイナス 1 億 2,672 万 6,906 円でございます。

7 ページ、8 ページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款議会費、6,522 万 5,000 円、6,416 万 354 円、0、106 万 4,646 円、106 万 4,646 円。

2 款総務費、7 億 7,310 万 9,000 円、7 億 2,799 万 9,337 円、309 万 3,000 円、4,201 万 6,663 円、4510 万 9,663 円。

3 款民生費、10 億 1,565 万 1,000 円、9 億 6,056 万 9,740 円、0、5,508 万 1,260 円、5,508 万 1,260 円。

4 款衛生費、5 億 7,098 万 9,000 円、5 億 5,480 万 1,333 円、0、1,618 万 7,667 円、1,618

万 7,667 円。

5 款農林水産業費、3 億 7,430 万 1,000 円、3 億 5,164 万 786 円、0、2,266 万 214 円、2,266 万 214 円。

6 款商工費、8 億 7,118 万 3,000 円、8 億 777 万 646 円、2,900 万円、3,441 万 2,354 円、6,341 万 2,354 円。

7 款土木費、3 億 604 万 5,000 円、2 億 9,448 万 9,525 円、0、1,155 万 5,475 円、1,155 万 5,475 円。

9 ページおよび 10 ページをお願いいたします。

8 款消防費、3 億 4,078 万 8,000 円、3 億 1,209 万 4,325 円、767 万円、2,102 万 3,675 円、2,869 万 3,675 円。

9 款教育費、5 億 6,820 万 4,000 円、4 億 8,465 万 872 円、5,200 万円、3,155 万 3,128 円、8,355 万 3,128 円。

10 款災害復旧費、4,301 万 5,000 円、3,245 万 6,501 円、0、1,055 万 8,499 円、1,055 万 8,499 円。

11 款公債費、5 億 4,236 万 3,000 円、5 億 4,136 万 2,477 円、0、100 万 523 円、100 万 523 円。

12 款諸支出金、10 億 2,039 万 9,000 円、9 億 6,686 万 1,025 円、0、5,353 万 7,975 円、5,353 万円 7,975 円。

13 款予備費、475 万 8,000 円、0、0、475 万 8,000 円、475 万 8,000 円。

歳出合計、64 億 9,603 万円、60 億 9,885 万 6,921 円、9,176 万 3,000 円、3 億 541 万 79 円、3 億 9,717 万 3,079 円。

歳入歳出差引残額 2 億 7,044 万 6,173 円となった内容でございます。

13 ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

区分、金額の順に説明させていただきます。

1. 歳入総額、63 億 6,930 万 3,000 円。

2. 歳出総額、60 億 9,885 万 7,000 円。

3. 歳入歳出差引額、2 億 7,044 万 6,000 円。

4. 翌年度への繰り越すべき財源。(1) 継続費逐次繰越額はなしでございます。(2) 繰越明許費繰越額 7,490 万 1,000 円。(3) 事故繰越し繰越額はなしでございます。計、7,490 万 1,000 円。

5. 実質収支額、1億9,554万5,000円。

6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はなしといった内容でございます。

15 ページをお願いいたします。財産に関する調書でございます。

1. 公有財産。(1) 土地及び建物の総括でございます。

土地、建物ごとに、区分、決算年度増減高、決算年度末現在高の順に説明いたします。

土地(地積)。

公共用財産、公園、593平方メートルの増で、10万4,420平方メートルに。

その他の施設、288平方メートルの増で、3万4,372平方メートルに。

その他、965平方メートルの増で、323万804平方メートルに。

合計、1,846平方メートルの増で、1,996万3,666平方メートルとなったものでございます。

なお、建物でございますが、決算年度中の増減はありませんでした。

16 ページをお願いいたします。(1)の2、土地および建物の行政財産でございます。

土地(地積)。

公共用財産、公園、593平方メートルの増で、10万4,420平方メートルに。

その他の施設、288平方メートルの増で、3万4,372平方メートルに。

その他、965平方メートルの増で、52万979平方メートルに。

合計、1,846平方メートルの増で、72万9,732平方メートルになったものです。

なお、建物でございますが、決算年度中の増減はありませんでした。

17 ページをお願いいたします。(1)の3、土地及び建物の普通財産でございます。

土地(地積)および建物の決算年度中の増減はありませんでした。

18 ページをお願いします。

(2) 山林でございますが、決算年度中の増減はありませんでした。

(3) 有価証券でございます。

決算年度中の増減は2万9,000円の減で、23万3,000円でございます。減額の理由は、決算年度末における実勢価格の下落によるものです。

(4) 出資金でございます。

決算年度中の増減は、一部事務組合下田メディカルセンター47万7,000円の増で994万円、合計47万7,000円の増で、決算年度末現在高が6,747万9,000円となったものでございます。

19 ページをお願いいたします。

(5) 出捐金でございますが、決算年度中の増減はありませんでした。

20 ページをお願いいたします。

2. 物品でございます。

普通貨物自動車1台購入・1台廃車、小型貨物自動車1台購入、軽自動車(貨物)1台廃車、トイレトレーラー1台購入となった内容でございます。

3. 債権でございます。

定住促進事業資金貸付金300万6,000円の償還で2,105万1,000円、百川奨学金貸付金4万5,000円の償還で48万5,000円、稲葉金秋奨学金貸付金2万円の償還で11万6,000円となった内容でございます。

21 ページをお願いいたします。

4. 基金(その1)でございます。

区分、決算年度中増減高、決算年度末現在高の順に説明いたします。

財政調整基金、1億307万6,000円の増で、29億6,824万2,000円。

黄金崎公園整備基金、2万8,000円の増で、2,570万1,000円。

ガラス文化振興基金、1万2,000円の増で、9,671万7,000円。

スポーツ施設整備基金、5万6,000円の増で、5,053万1,000円。

田子中跡地施設整備基金、1,139万円の減で、5,735万6,000円。内訳は積み立てが7万6,000円、取り崩しが1,146万6,000円でございます。

交通安全対策推進基金、3,000円の増で、3,255万9,000円。

ふるさと応援基金、1億3,207万2,000円の増で、12億5,932万4,000円。内訳は、積み立てが7億6,152万9,000円、取り崩しが6億2,945万7,000円でございます。

消防基金、1万1,000円の増で、9,265万8,000円。

公共施設解体基金、1億1,002万9,000円増で、6億9,615万9,000円。

西伊豆町振興基金、10万2,000の増で、10億47万8,000円。

診療所医療整備基金、400万5,000円の増で、2,200万6,000円。

計、3億3,800万4,000円の増で、63億9,866万9,000円となった内容でございます。

5. 基金(その2)土地開発基金でございますが、決算年度中の増減はありませんでした。

6. 基金(その3)奨学金でございます。

区分、決算年度中増減高、決算年度末現在高の順に説明いたします。

百川奨学基金運用金、5万6,000円の増で、848万2,000円。内訳は、償還が4万5,000

円、利子が1万1,000円でございます。

稲葉金秋奨学金貸付基金、2万円の増で、584万6,000円。

計、7万6,000円の増で、2,452万8,000円となった内容でございます。

以上で、一般会計の説明を終わります。

続きまして、認定第2号 平成30年度西伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

181ページおよび182ページをお開きください。

平成30年度静岡県賀茂郡西伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書、歳入でございます。

1款国民健康保険税、1億8,864万円、2億344万7,931円、1億9,705万2,579円、8万4,500円、631万852円、841万2,579円。

2款一部負担金、4,000円、0、0、0、0、マイナス4,000円。

3款使用料及び手数料、5万円、7万1,300円、7万1,300円、0、0、2万1,300円。

4款国庫支出金、1,000円、0、0、0、0、マイナス1,000円。

5款県支出金、9億4,712万7,000円、8億3,919万3,439円、8億3,919万3,439円、0、0、マイナス1億793万3,561円。

6款財産収入、21万5,000円、19万5,205円、19万5,205円、0、0、マイナス1万9,795円。

7款繰入金、1億125万8,000円、9,747万2,864円、9,747万2,864円、0、0、マイナス378万5,136円。

8款繰越金、1億3,115万9,000円、1億3,115万9,103円、1億3,115万9,103円、0、0、103円。

9款諸収入、754万6,000円、877万4,384円、837万6,262円、0、39万8,122円、83万262円。

歳入合計、13億7,600万円、12億8,031万4,226円、12億7,352万752円、8万4,500円、670万8,974円、マイナス1億247万9,248円でございます。

183ページおよび184ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款総務費、2,852万2,000円、2,713万9,368円、0、138万2,632円、138万2,632円。

2款保険給付費、9億3,031万2,000円、8億1,115万6,537円、0、1億1,915万5,463円、1億1,915万5,463円

3款国民健康保険事業費納付金、2億9,144万1,000円、2億9,143万8,288円、0、2,712円、2,712円。

4款共同事業拠出金、1,000円、105円、0、895円、895円。

5款保健事業費、2,018万円、1,685万3,442円、0、332万6,558円、332万6,558円。

6款基金積立金、8,471万9,000円、8,419万5,205円、0、52万3,795円、52万3,795円。

7款公債費、1,000円、0、0、1,000円、1,000円。

8款諸支出金、1,899万2,000円、1,747万8,729円、0、151万3,271円、151万3,271円。

9款予備費、183万2,000円、0、0、183万2,000円、183万2,000円。

歳出合計、13億7,600万円、12億4,826万1,674円、0、1億2,773万8,326円、1億2,773万8,326円。

歳入歳出差引残高 2,525万9,078円となった内容でございます。

187ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

区分、金額の順に説明させていただきます。

1. 歳入総額、12億7,352万1,000円。

2. 歳出総額、12億4,826万2,000円。

3. 歳入歳出差引額、2,525万9,000円。

4. 翌年度へ繰り越すべき財源はなしでございます。

5. 実質収支額、2,525万9,000円。

6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はなしとなった内容でございます。

188ページをお願いいたします。財産に関する調書、基金でございます。

区分、決算年度中増減高、決算年度末現在高の順に説明いたします。

国民健康保険事業基金、8,419万5,000円の増で、3億7,429万6,000円。

計、8,419万5,000円の増で、3億7,788万8,000となった内容でございます。

以上で、国民健康保険特別会計の説明を終わります。

○議長（山本智之君） 会計説明の途中ですが、暫時休憩いたします。

再開は、午後1時といたします。

休憩 午前 11時56分

再開 午後 1時00分

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

会計の説明を続けます。

会計管理者。

〔会計管理者 森 健君登壇〕

○会計管理者（森 健君） それでは引き続き、認定第3号 平成30年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

221 ページおよび 222 ページをお願いいたします。

平成30年度静岡県賀茂郡西伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書、歳入でございます。

1 款後期高齢者医療保険料、1 億 710 万 8,000 円、1 億 465 万 9,400 円、1 億 470 万 6,800 円、0、マイナス 4 万 7,400 円、マイナス 240 万 1,200 円。

2 款使用料及び手数料、6,000 円、2 万 1,200 円、2 万 1,200 円、0、0、1 万 5,200 円。

3 款国庫支出金、54 万円、54 万円、54 万円、0、0、0。

4 款繰入金、1 億 9,318 万 1,000 円、1 億 9,174 万 7,039 円、1 億 9,174 万 7,039 円、0、0、マイナス 143 万 3,961 円。

5 款繰越金、57 万 1,000 円、57 万 1,654 円、57 万 1,654 円、0、0、654 円。

6 款諸収入、1,308 万 4,000 円、1,285 万 6,103 円、1,285 万 6,103 円、0、0、マイナス 22 万 7,897 円。

歳入合計、3 億 1,449 万円、3 億 1,039 万 5,396 円、3 億 1,044 万 2,796 円、0、マイナス 4 万 7,400 円、マイナス 404 万 7,204 円でございます。

223 ページ、224 ページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款総務費、304 万 8,000 円、260 万 9,819 円、0、43 万 8,181 円、43 万 8,181 円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、2 億 9,832 万 1,000 円、2 億 9,425 万 9,314 円、0、406 万 1,686 円、406 万 1,686 円。

3 款諸支出金、1,307 万 6,000 円、1,282 万 209 円、0、25 万 5,791 円、25 万 5,791 円。

4 款予備費、4 万 5,000 円、0、0、4 万 5,000 円、4 万 5,000 円。

歳出合計、3 億 1,449 万円、3 億 968 万 9,342 円、0、480 万 658 円、480 万 658 円。

歳入歳出差引残額 75 万 3,454 円となった内容でございます。

227 ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

区分、金額の順に説明いたします。

1. 歳入総額、3 億 1,044 万 3,000 円。

2. 歳出総額、3 億 968 万 9,000 円。

3. 歳入歳出差引額、75 万 4,000 円。

4. 翌年度へ繰り越すべき財源はなしでございます。

5. 実質収支額、75 万 4,000 円。

6. 実質収支額のうち地方自治法第 233 条の 2 の規定による繰入額はなしとなった内容でございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計の説明を終わります。

続きまして、認定第 4 号 平成 30 年度西伊豆町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

243 ページ、244 ページをお願いいたします。

平成 30 年度静岡県賀茂郡西伊豆町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書、歳入でございます。

1 款保険料、3 億 1,825 万円、3 億 2,392 万 5,700 円、3 億 2,299 万 7,400 円、3 万 1,300 円、89 万 7,000 円、474 万 7,400 円。

2 款使用料及び手数料、1 万円、2 万 7,600 円、2 万 7,600 円、0、0、1 万 7,600 円。

3 款国庫支出金、3 億 5,176 万 1,000 円、3 億 5,951 万 783 円、3 億 5,951 万 783 円、0、0、774 万 9,783 円。

4 款支払基金交付金、3 億 7,656 万 9,000 円、3 億 3,533 万 2,321 円、3 億 3,533 万 2,321 円、0、0、マイナス 4,123 万 6,679 円。

5 款県支出金、2 億 598 万 4,000 円、2 億 1,296 万 3,174 円、2 億 1,296 万 3,174 円、0、0、697 万 9,174 円。

6 款繰入金、2 億 1,831 万 4,000 円、1 億 9,092 万 1,613 円、1 億 9,092 万 1,613 円、0、0、マイナス 2,739 万 2,387 円。

7 款繰越金、7,117 万円、7,118 万 5,431 円、7,118 万 5,431 円、0、0、1 万 5,431 円。

8 款諸収入、4 万 2,000 円、21 万 4,968 円、21 万 4,968 円、0、0、17 万 2,968 円。

歳入合計、15 億 4,210 万円、14 億 9,408 万 1,590 円、14 億 9,315 万 3,290 円、3 万 1,300

円、89万7,000円、マイナス4,894万6,710円でございます。

245 ページおよび 246 ページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款総務費、3,568万2,000円、3,297万1,255円、0、271万745円、271万745円。

2 款保険給付費、13億7,091万2,000円、11億8,905万4,722円、0、1億8,185万7,278円、1億8,185万7,278円。

3 款財政安定化基金拠出金、2,000円、0、0、2,000円、2,000円。

4 款相互財政安定化事業負担金、1,000円、0、0、1,000円、1,000円。

5 款地域支援事業費、6,033万9,000円、5,173万7,333円、0、860万1,667円、860万1,667円。

6 款基金積立金、2,070万3,000円、2,070万2,911円、0、89円、89円。

7 款公債費、1,000円、0、0、1,000円、1,000円。

8 款諸支出金、5,278万7,000円、5,249万4,484円、0、29万2,516円、29万2,516円。

9 款予備費、167万3,000円、0、0、167万3,000円、167万3,000円。

歳出合計、15億4,210万円、13億4,696万705円、0、1億9,513万9,295円、1億9,513万9,295円でございます。

歳入歳出差引残額 1億4,619万2,585円となった内容でございます。

249 ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

区分、金額の順にご説明いたします。

1. 歳入総額、14億9,315万3,000円。

2. 歳出総額、13億4,696万1,000円。

3. 歳入歳出差引額、1億4,619万2,000円。

4. 翌年度へ繰り越すべき財源はなしでございます。

5. 実質収支額、1億4,619万2,000円。

6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はなしとなった内容でございます。

250 ページをお願いいたします。財産に関する調書、基金でございます。

区分、決算年度中増減高、決算年度末現在高の順に説明をいたします。

介護保険介護給付等支払準備基金、2,070万3,000円の増で、5,981万8,000円でございます。計も同様となった内容でございます。

以上で、介護保険事業特別会計の説明を終わります。

これもちまして、壇上からの決算説明とさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本智之君） 企業課長。

〔企業課長 村松圭吾君登壇〕

○企業課長（村松圭吾君） 決算書 284 ページから企業会計となります。これより、認定第 5 号 平成 30 年度西伊豆町水道事業会計決算認定についておよび認定第 6 号 平成 30 年度西伊豆町温泉事業会計決算認定について説明させていただきます。

最初に、286 ページからの水道事業会計決算書についてご説明します。

それでは、決算書の 289 ページをお願いします。平成 30 年度西伊豆町水道事業決算報告書です。

この報告書は予算との対比をしておりますので、消費税込みの金額で表記しております。

(1) 収益的収入及び支出の収入です。区分、予算額の合計、決算額、予算額に比べ決算額の増減の順で、款のみ読み上げます。

第 1 款水道事業収益、2 億 1,994 万 9,000 円、2 億 2,387 万 4,112 円、392 万 5,112 円の増です。

次に、支出です。同じく、区分、予算額の合計、決算額、不用額の順で、款のみ読み上げます。

第 1 款水道事業費用、2 億 1,631 万 7,000 円、1 億 8,859 万 4,621 円、2,772 万 2,379 円。

欄外をご覧ください。損益 3,483 万 4,236 円は、当年度の純利益となります。

290 ページをお願いします。(2) 資本的収入及び支出の収入です。

第 1 款資本的収入、3,000 円、0 円、3,000 円の減です。

次に、支出です。

第 1 款資本的支出、2,536 万 7,000 円、1,177 万 2,309 円、1,359 万 4,691 円です。

欄外をご覧ください。資本的収入額が資本支出額に不足する額 1,177 万 2,309 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 32 万 4,000 円と当年度分損益勘定留保資金 1,144 万 8,309 円で補てんしました。

291 ページをお願いします。平成 30 年度西伊豆町水道事業損益計算書です。

この計算書は、314 ページから 319 ページまでの附属書類の収益費用明細書が内訳となっております。

1 営業収益は 1 億 9,331 万 2,774 円、2 営業費用は 1 億 7,209 万 5,362 円で、営業利益は

2,121万7,412円となりました。

3 営業外収益は1,514万7,587円、2 ページをお願いします。4 営業外費用は153万763円で、営業外収支は1,361万6,824円、経常利益は3,483万4,236円となりました。

5 特別利益および6 特別損失はありませんでした。

当年度未処分利益剰余金、1億758万3,451円となりました。

293 ページをお願いします。平成30年度西伊豆町水道事業会計剰余金計算書です。

金額は、295 ページからの貸借対照表に反映されております。ここでは、資本合計の右下当年度末残高18億9,292万4,382円をご確認いただき、294 ページをお願いします。

平成30年度西伊豆町水道事業会計剰余金処分計算書（案）です。

292 ページの記載の当年度純利益3,483万4,236円につきまして、利益積立金に積み立て、繰越利益剰余金を0円とする剰余金処分案でございます。

295 ページをお願いします。平成30年度西伊豆町水道事業貸借対照表です。

固定資産の詳細につきましては、附属書類の320 ページの有形固定資産明細書に記載されております。

それでは、資産の部からお願いします。

1. 固定資産。有形固定資産の合計は17億8,327万144円で、296 ページをお願いします。

(2) 無形固定資産合計は1,345万5,001円、固定資産合計は17億9,672万5,145円となりました。

2. 流動資産。流動資産合計は5億1,638万406円で、資産合計は23億1,310万5,551円となりました。

297 ページをお願いします。次に、負債の部です。

3. 固定負債。合計は6,438万1,174円です。

4. 流動負債。合計は2,563万4,806円です。

5. 繰延収益。合計は3億3,016万5,189円で、負債合計は4億2,018万1,169円となりました。

資本の部となります。298 ページをお願いします。

6. 資本金は、15億362万1,287円。

7. 剰余金。(1) 資本剰余金合計は61万2,370円、(2) 利益剰余金合計は3億8,869万725円で、剰余金合計は3億8,930万3,095円です。

資本合計18億9,292万4,382円は、先ほど293 ページ剰余金計算書でご確認していただい

た、右端、右下段の金額と同額になっております。

また、負債資本合計の 23 億 1,310 万 5,551 円は、296 ページ下段に記載されております資産合計額と同額となっております。

以上雑駁ですが、水道事業会計の決算内容についての説明とさせていただきます。

続きまして、326 ページをお願いします。

326 ページ、認定第 6 号 平成 30 年度西伊豆町温泉事業会計決算認定についてご説明させていただきます。

決算書の 329 ページをお開きください。平成 30 年度西伊豆町温泉事業決算報告書です。

この報告書は予算との対比をしておりますので、消費税込みの金額で表記しております。

(1) 収益的収入及び支出の収入です。区分、予算額の合計、決算額、予算額に比べ決算額の増減の順で、款のみ読み上げます。

第 1 款温泉事業収益、1 億 799 万 4,000 円、1 億 470 万 2,892 円、329 万 1,108 円の減です。

次に、支出です。こちらも区分、予算額の合計、決算額、不用額の順で、款のみ読み上げます。

第 1 款温泉事業費用、8,344 万 7,000 円、7,287 万 1,032 円、1,057 万 5,968 円。

欄外になります。損益 3,055 万 1,753 円は、当年度の純利益となります。

330 ページをお願いします。(2) 資本的収入及び支出の収入です。

第 1 款資本的収入、2,000 円、0 円、2,000 円の減です。

次に、支出です。

第 1 款資本的支出、2,181 万 1,000 円、1,728 万円、453 万 1,000 円です。

欄外をお願いします。資本的収入額が資本的支出額に不足する額 1,728 万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 128 万円、過年度分損益勘定留保資金 1,600 万円で補てんしました。

331 ページをお願いします。平成 30 年度西伊豆町温泉事業損益計算書です。

消費税抜きの金額で計算しております。

この計算書は、付属書類 351 ページから 356 ページまでの収益費用明細書が内訳となっております。

1 営業収益は 9,567 万 2,102 円、2 営業費用 6,650 万 4,914 円で、営業利益は 2,916 万 7,188 円です。

3 営業外収益は 138 万 4,565 円、332 ページをお願いします。4 営業外費用は 0 円で、営業外収支は 138 万 4,565 円、経常利益 3,055 万 1,753 円となりました。

5 特別利益、6 特別損失はともにありませんでした。

当年度未処理利益剰余金、3,055 万 1,753 円となりました。

333 ページをお願いします。平成 30 年度西伊豆町温泉事業会計剰余金計算書です。

これらは、335 ページからの貸借対照表に反映されております。資本合計、右下の当年度末残高 9 億 5,072 万 5,695 円をご確認いただき、334 ページをお願いします。

平成 30 年度西伊豆町温泉事業会計剰余金処分計算書（案）でございます。

右側に記載の当年度未処分利益剰余金 3,055 万 1,753 円につきましては、全額利益積立金に積み立てて、繰越利益剰余金を 0 円とする剰余金処分案でございます。

335 ページをお願いします。平成 30 年度西伊豆町温泉事業貸借対照表です。

固定資産の詳細は、附属資料の 357 ページの固定資産明細書に記載されております。

それでは、資産の部からお願いします。

1. 固定資産。(1) 有形固定資産、336 ページをお願いします。有形固定資産合計および固定資産合計ともに、3 億 5,891 万 6,201 円となりました。

2. 流動資産。流動資産合計は 7 億 7,771 万 7,755 円で、資産合計は 11 億 3,663 万 3,956 円となりました。

次に、負債の部です。

3. 固定負債。合計はありませんでした。

337 ページをお願いします。

4. 流動負債。流動負債合計は、974 万 8,862 円です。

5. 繰延収益。繰延収益合計は 1 億 7,615 万 9,399 円で、負債合計 1 億 8,590 万 8,261 円です。

次に、資本の部です。

6. 資本金は、4 億 9,160 万 8,863 円。

7. 剰余金。(1) 資本剰余金、338 ページの方をお願いします。資本剰余金の方はありませんでした。(2) 利益剰余金、利益剰余金合計および剰余金の合計は 4 億 5,911 万 6,832 円。

資本合計 9 億 5,072 万 5,695 円は、先ほど 333 ページの剰余金計算書でご確認していただいた右下段の金額と同額になっております。

また、負債資本合計 11 億 3,663 万 3,956 円は、336 ページ下段の資産合計額と同額となります。

以上雑駁ですが、温泉事業会計の決算内容について説明させていただきました。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（山本智之君） 説明が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1 時 3 0 分

再開 午後 1 時 3 5 分

◎監査委員の決算審査意見及び財政健全化判断比率等の審査意見

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

ここで、監査委員の決算審査意見及び財政健全化判断比率等の審査意見を求めます。

代表監査委員、山本豊君。

〔代表監査委員 山本豊君登壇〕

○監査委員（山本 豊君） これより、平成 30 年度の決算監査意見書について申し上げます。

お手元の資料、平成 30 年度西伊豆町決算審査意見書の 1 ページをお開きください。

西伊豆町長 星野浄晋 様。

西伊豆町監査委員 山本豊、同じく高橋敬治。

平成 30 年度会計決算審査意見書の提出について。

地方自治法第 233 条第 2 項及び地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により、西伊豆町長より審査に付された平成 30 年度西伊豆町一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算書及び同附属書について審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出する。

1. 審査の対象

- (1) 平成 30 年度西伊豆町一般会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (2) 平成 30 年度西伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (3) 平成 30 年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (4) 平成 30 年度西伊豆町介護保険事業特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (5) 平成 30 年度西伊豆町水道事業会計決算及び関係帳簿証書類

(6) 平成30年度西伊豆町温泉事業会計決算及び関係帳簿証書類

2. 審査の期間

令和元年6月13日、7月17日・19日・25日・26日・29日・31日、8月2日・5日の
9日間

3. 審査の場所

役場3階議員控室、企業課事務室及び各学校・園

4. 審査の主眼点

- (1) 町長から提出された決算書、その他の関係書類の様式は法令に準拠し計数は正確か。
- (2) 財政運営及び資金収支は健全かつ効率的に行われているか。
- (3) 経費の支出限度が事業目的を達成するための必要最小限にとどまり節約の姿勢が伺えるか。

5. 審査の結果

審査に付された各歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果誤りのないものと認められた。また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており誤りのないものと認められた。更にその内容について 担当課長(局長)等の説明を受け審査を実施した結果、内容も正当なものであった。

次の2ページから7ページまでの計数に係る分につきましては、担当課・局から詳細な説明があろうかと思しますので、私の方は割愛をさせていただきます、意見にかかる部分だけを申し上げます。

8ページをお開きください。課別の監査結果。

I. 各課(局)別指摘事項について

1. まちづくり課

(1) 補助団体の繰越金について

補助団体監査でも指摘したが、補助金額の3割にあたる金額を繰越金としている団体があり、まちづくり課が容認しているとの回答であった。決算審査の結果、「容認していない」とのことだが、本来、補助金を返還させ、翌年度に必要な分を支出するのが正しい手順である。

適正に指導するとともに、今年度10月実施予定の定期監査までに、該当団体の中間監査を実施すること。

2. 窓口税務課

(1) 固定資産税現年度分の即時欠損処理について

このことについては、平成 29 年度決算審査において、即時欠損処理は、次年度の課税との整合性に擬義が生じる恐れがあるので、その対応策を急ぎ検討するよう指摘したところである。しかし、その検討策がないままに平成 30 年度においても即時欠損処理が行われたことは遺憾である。

ただ、賀茂地方税債権整理回収協議会において、管内の他市町担当者が執行停止事務の統一的取り扱いについて協議中であるとの報告があった。よって、その結論が出るまでは、即時欠損処理はやめて通常の 3 年経過処理の取り扱いとすること。

II. 各課（局）別指導事項について

1. 各課共通

(1) 審査時の回答について（代表：議会事務局）

記載された数字の根拠となる資料は用意しておくこと。

質問に回答する場合は、再質問を受けないような丁寧な回答を心がけること。

質問された事項について説明等ができないものは、「調べて後日回答する」等の回答ができるよう指導すること。

(2) 特殊事項について

解決した懸案事項や苦心したが改善した業務についても記載すること。（職員が努力していることが分かるような記載を心がけること。）

2. 総務課

(1) 借地料の滞納整理について

借地料の滞納整理について、窓口税務課等と協議し、同様の扱いとすること。

3. まちづくり課

(1) 南伊豆町・西伊豆地域公共交通活性化協議会負担金について

主要施策の成果説明書の（1）主要な支出に、「南伊豆・西伊豆地域公共交通活性化協議会負担金」を記載すること。

4. 窓口税務課

(1) 住民票・印鑑証明のコンビニ交付について

昨年度からの新規事業であり、町の議会議員も注目しているので、議会で質問があっても良いように、この事業者のこの店舗で何枚の発行があった等の詳細な数字を把握しておくこと。

(2) 委託料の不用額について

総務費・徴税費・税務総務費の委託料については、176万2,000円ほどが不用額となっている。委託料の不用額が大きいので、内容を調査すること。

5. 健康福祉課

(1) 民生委員について

民生委員の欠員状況や欠員が発生している地区の民生委員活動は、誰が行ったかを記載すること。

(2) 交通費の助成について

配布方式から購入方式に変更したことにより、利用者数や利用金額がどのように変化したか実績を記載すること。

(3) 介護保険事業特別会計繰出金について

一般会計の繰出金の比率が何パーセントになるのかを記載すること。

(4) 緊急通報システムについて

独居老人の利用する緊急通報システムの利用希望者数と設置実施数を記載すること。

6. 環境課

(1) ごみ袋販売について

実際のごみ袋販売額は、ごみ袋販売収入と販売手数料の合計額との説明であったが、販売手数料の金額が決算書に出てこないため、注意書きを追記すること。

(2) 成果説明書について

施設の老朽化状況や環境調査も行っているということを見せるため、(1) 主な支出に、クリーンセンター焼却施設修繕費 560万円や廃棄物処理施設環境検査業務等も記載すること。

(3) 最終処分場処理水について

建設当時の有害物質の数値と建設から20年以上計経過した現在の数値の変化について把握しておくこと。

7. 産業建設課

(1) 道路橋梁災害復旧について

成果説明書の(1) 主な支出へ、工事費及び修繕費を記載し、(2) 活動指標へ、その詳細を記載すること。

(2) 農業委員会について

委員会の処理内容の2月分実績に数字が記載されていない。委員会が開催されたのかが分

からないので確認すること。

(3) 丹野平作業道関係について

農林水産事業費・農業費・農村資源活用農業構造改善事業費で丹野平作業道等維持補助金、同款・林業費・林業振興費で丹野平作業道整備補助金を支出している。似たような2つの補助金が存在するため、それぞれの補助金について説明できるように整合を図ること。

(4) 漁港管理費について

成果説明書の(1) 主な支出及び決算書の工事費と(2) 活動指標に記載されている工事費の合計額について5万8,320円の差異がある。工事費の金額として他の工事があるとは考えにくい。記載ミスであると思われるため、確認すること。

8. 会計課

(1) 主要施策の成果説明書について

文末が「ですます」と「である」が混じっているものが見られるので、統一を図ること。

9. 教育委員会事務局

(1) 学校・園の審査資料の確認について

学校・園の審査資料作成について、的確な内容となるよう教育委員会事務局で事前確認などにより指導すること。

(2) 各種講座・講演会の開催について

文化講演会と社会福祉大会が同日に開催されている。社会福祉大会が先に開催され、その後、文化講演会が行われているが、文化講演会を先に開催すれば社会福祉大会の参加者が多くなったのではないかと思われる。開催の工夫をしてほしい。

(3) 図書購入費について

図書購入費が(1) 主な支出に記載されていないため、記載すること。

(4) 海洋クラブ補助金について

海洋クラブ補助金と指導員謝費を別で支出しているが、団体活動としての指導員報酬であるため、補助金に含めることを検討すること。

(5) 中学生国際交流事業について

中学生国際交流事業(台湾 澎湖県との交流)について、令和元年度の交流は中止と聞いているが、来年度以降、この事業だけで事業化して予算を作成してはどうか。みやげもの代、派遣費、受入費等を1つの事業とすることを検討してほしい。

(6) 小学校教育振興費について

(3) 成果指標に、劇団四季観劇について記載すること。

<小中学校（5校）>

(1) 特色ある学校づくり推進費について

特色ある学校づくり推進費について、よく有効活用されている。各校とも予算流用等により執行率も高い状況である。

一般会計につきましては、以上でございます。

引き続きまして、特別会計です。

特別会計につきましても、一般会計同様に計数にかかる部分につきましては割愛をさせていただきます。意見にかかる部分だけを申し上げます。

11 ページをお開きください。国民健康保険特別会計です。

11 ページから 14 ページ上段までは、計数にかかる部分ですので割愛させていただきます。

14 ページをお開きください。中段のところですか。

4. 指導事項

(1) 制度改正に伴う減額補正について

国民健康保険制度の県単位化に伴い行われた減額補正を成果説明書に記載すること。

15 ページをお開きください。後期高齢者医療特別会計です。

1 番下のところをご覧ください。

3. 指導事項

(1) 制度改正について

後期高齢者保険制度の改正について、改正内容を簡潔に成果説明書に記載すること。

16 ページをお開きください。介護保険事業特別会計です。

16 ページから 17 ページの計数にかかる部分につきましては、割愛させていただきます。

17 ページをお開きください。1 番下のところをご覧ください。

3. 指導事項

(1) 地域密着型介護予防サービス給付費について

成果説明書に(2) 活動指標、(3) 成果指標を記載すること。

(2) 一般介護予防事業費について

(2) 活動指標に「介護保険事業説明会」が記載されているが、(3) 成果指標に事業実施による成果の記載がない。健幸マイレージ事業の実施と併せて介護給付費の縮減に向けた重要な事業の一つであるので、丁寧に記載すること。

18 ページをお開きください。水道事業会計です。

18 ページから 20 ページの計数にかかる部分は、割愛させていただきます。

20 ページをお開きください。中段になります。

8. 指摘事項

(1) 有収率について

前年度を 1.03 パーセント上回る 78.46 パーセントになり、若干の改善が図られたが、引き続き改善に向けて努力願いたい。

21 ページをお開きください。温泉事業会計です。

21 ページと 22 ページの計数にかかる部分は、割愛をさせていただきます。

22 ページをお開きください。下段をご覧ください。

6. 指摘事項 なし。

特別会計につきましては、以上でございます。

引き続きまして、財政健全化判断比率等の審査意見について申し上げます。

お手元の資料、報告第 2 号を 4 枚ほどめくっていただきますと、平成 30 年度健全化判断比率等報告書、健全化判断比率等審査意見書があります。その 10 ページをお開きください。

西伊豆町長 星野浄晋 様。

西伊豆町監査委員 山本豊、同じく高橋敬治。

平成 30 年度健全化判断比率に対する審査意見について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき審査に付された平成 30 年度に係る健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類を、令和元年 7 月 31 日に審査したので、別紙のとおり意見書を提出する。

11 ページをお開きください。平成 30 年度財政健全化審査意見書。

1. 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項は記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2) 個別意見

①実質赤字比率

平成 30 年度の実質赤字額は無い。

②連結実質赤字比率

平成 30 年度の連結実質赤字額は無い。

③実質公債費比率

平成 30 年度の実質公債費比率は 2.6 パーセントとなり、前年度比 0.1 パーセントの増となった。この数値は 3 年間（平成 28、29、30 年度）を平均したもので、単年度ベースでは 2.8 パーセント（平成 29 年度 3.4 パーセント）に減少した。減少した理由は、平成 30 年度から、臨時財政対策債の利率変更に伴う利子償還金が減額されたことによるものである。

④将来負担比率

平成 30 年度の将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回ったため、算定されない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

引き続きまして、資金不足比率に対する審査意見について申し上げます。

12 ページをお開きください。

西伊豆町長 星野浄晋 様。

西伊豆町監査委員 山本豊、同じく高橋敬治。

平成 30 年度資金不足比率に対する審査意見について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき審査に付された平成 30 年度に係る資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類を、令和元年 7 月 31 日に審査したので、別紙のとおり意見書を提出する。

13 ページをお開きください。平成 30 年度水道事業会計経営健全化審査意見書。

1. 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2) 個別意見

資金不足比率での計算過程において、水道事業会計の剰余金は4億9,765万2,000円となり、資金不足は生じていない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

14ページをお開きください。平成30年度温泉事業会計経営健全化審査意見書。

1 審査の概要及び2 審査の結果

(1) 総合意見につきましては、水道事業会計と同一の内容ですので、割愛させていただきます。

(2) 個別意見

資金不足比率での計算過程において、温泉事業会計の剰余額は7億6,796万9,000円となり、資金不足額は生じていない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

以上でございます。

○議長（山本智之君） 以上で、監査委員の決算審査意見及び財政健全化判断比率等の審査意見を終わります。

山本監査委員、ご苦労さまでした。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時05分

◎認定第1号から認定第6号の質疑、委員会付託

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

これより、質疑に入ります。

質疑につきましては、決算審査会が予定されておりますので大綱質疑といたします。

初めに、認定第1号 平成30年度西伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで、認定第1号 平成30年度西伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を終わります。

次に、認定第2号 平成30年度西伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで、認定第2号 平成30年度西伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を終わります。

次に、認定第3号 平成30年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで、認定第3号 平成30年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を終わります。

次に、認定第4号 平成30年度西伊豆町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで、認定第4号 平成30年度西伊豆町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を終わります。

次に、認定第5号 平成30年度西伊豆町水道事業会計決算認定についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） この決算の中にも、水道施設の老朽化とうたわれておりますけど、こ

の水道施設というのはどれを指して老朽化していると認識されているのか。

それと2点目は、今後の水道料金の推移、あるいは老朽管、要するにだいぶもう30年から40年本管等が経っているのではないかと思うんでね、計画的にその改修をするという、そもそも水道計画は今あるのかどうか、その点をお聞きします。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 老朽化という面につきましては、大型の配水池に関しては順次更新をしているところでございまして、おとしぐらいに確か宇久須が終わって、今は少しそういったものはやっていないですけれども、令和元年度の今年に関してはダウンサイジングの工事を行っていくと。主に老朽化はどこだと言われますと、本管が石綿管を普通の鉄管に替えてから、もうかれこれ30～40年経っているところも当然あるわけでございますし、クリーン作戦など終わったのちには赤水が出ているという状況もあります。本来であれば災害に備えて、収縮性のあるようなもので災害対応ができるような管にすべきではあると思うんですけれども、なかなか財政的な面でできないというものもあります。そういった管を含めると、それすべて老朽化という状況でございますので、そういったことは当然今後やっていかなければいけないものだとは思っております。

料金体系につきましては、今月水道の委員会を開くようなかたちでお願いをしておりますので、そういったところでそういう議論までいくのかちょっと分かりませんが、そういったことも今後しっかりと検討していかなければいけない時期になるのではなかろうかと思っております。

○議長（山本智之君） 企業課長。

○企業課長（村松圭吾君） 補足させていただきますけれども、今年から3年間で上水道、田子・仁科地区の方の配水池の耐震診断を順次行っていきます。その中で改修したり、耐震の補強をしたりというのが出てくるかと思えます。そこで事業費がある程度出てきますと、それに見合っただけで料金も改定していく可能性も考えなければならなくなる可能性もあります。

今回は、消費税の増税に伴います水道料金の改定を、水道・温泉委員会の方にこれから諮る予定でおります。その中で主は消費税増税に伴う料金改定ですけれども、委員さんの方からの意見等をまたいろいろ聞いた中で、今後の料金の方をまた考え直していきたいと思っております。

○議長（山本智之君） 11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） 水道事業の計画そのものというのは以前作られていると思うんですけ

ども、それは現在でも生きているんですか。それによると、相当 10 年 20 年の計画だったと思うんですけど、それに基づいて実施されているんだろうと思うんですね。

私が指摘したいのは、今答弁にもありましたように、タンクとかそういうのは徐々にかなり費用をかけていますけども、肝心の水を各家庭に配管するというか、その管が相当古いのではないかと。どういう認識を持って、その改修等は計画的にやらないと、やはり極端に料金改定、値上げ等につながりますのでね。特に企業会計、水道会計を見ますと、企業債というのはこのところずうっと借りていないんですよね。借りていないというとおかしいけど、借りなくてもできたんですけども、そういったのを思い切って使いながらやったらどうかということなんですけども、どういう考えをお持ちでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 計画自体は生きているというようなかたちではありますけれども、当然、人口が減れば入ってくる金が少なくなる。そうしますと料金を上げたとしても、その分がペイできるかどうか分からない。そこに先ほど私の方で老朽化に関しては、管の老朽化もそうですよと言いまして、議員に今そのご指摘を受けたわけでございます。

人口が減る、老朽化の管も布設替えをする、いくらそういった有利なものを使ってお金を借りたとしても、とてもではないですけど西伊豆町の人口ではやっていけなくなる可能性が出てくる。それこそ料金がとても高くなるということでは、また住民に負担がのしかかるということになってくるわけですので、そこはいくら計画があったとしても、慎重にやりながらなるべく住民に負担がかからないようなかたちでの改修をするしかないのかなと思っております。それも踏まえて、そういった水道・温泉委員の皆さまにいろいろなお意見をいただいた中で、今後の改修に関しては考えていきたいとは思っています。

○議長（山本智之君） 11 番、増山勇君。

○11 番（増山 勇君） 最後になりますけども、広域事業の中に水道事業も入っていたと思うんですけど、それらの協議の今の実態というか、状況はどういうふうになっているんですか。お知らせください。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 確かに 1 市 5 町の広域連携の中でその話題が出ましたが、私の判断で西伊豆町は真っ先に撤退をさせていただきました。これはシステムを統一しようというお話がございまして、西伊豆町では既にクラウドで行っているんですけども、他市町は行っていない。それとうちの使っているメーカーさんと、他の市町が使っているメーカーさんが違う

ので、もし一緒になろうとすると、うちは多額のお金をかけてシステムを変えなければいけなくなるということもありました。

ですので、入らない方が町としてはいいのかなということと、システムが仮に一緒になったところで、管が一緒にならない限りはあれですし、システムが一緒になるだけで、水道管の総延長というのは変わらないわけでございますので、最終的に1市5町の負担が軽減されるかという、私は軽減されないという判断をしまして、その輪には加わっていないというものでございます。

○議長（山本智之君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで、認定第5号 平成30年度西伊豆町水道事業会計決算認定についての質疑を終わります。

次に、認定第6号 平成30年度西伊豆町温泉事業会計決算認定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで、認定第6号 平成30年度西伊豆町温泉事業会計決算認定についての質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、認定第1号から認定第6号までの6会計については、会議規則第39条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号 平成30年度西伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 平成30年度西伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成30年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成30年度西伊豆町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての4会計については、第1常任委員会に。

認定第5号 平成30年度西伊豆町水道事業会計決算認定について、
認定第6号 平成30年度西伊豆町温泉事業会計決算認定についての2会計については第
2常任委員会に、それぞれ付託することに決定しました。

◎休会の議決

○議長（山本智之君） お諮りします。

9月6日から12日までの7日間、委員会審査等のため休会としたいと思いますが、これに
ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 異議なしと認めます。

したがって、9月6日から12日までの7日間、休会とすることに決定しました。

◎散会宣告

○議長（山本智之君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

皆さん、ご苦労さまでした。

散会 午後 2時19分